

岩手県告示第751号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成21年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 荒屋新町
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
八幡平市		荒屋新町	37番 40番 41番7 41番6	標柱1号、6号及び7号 標柱2号 標柱3号 標柱4号及び5号